

内閣府

○文部科学省令第二号  
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

内閣府

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第  
厚生労働省

一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等所在施設（法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。）である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。次項において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条及び第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第二条第一項、第三条及び第五条から第八条までの規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準

〔三・四 略〕

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置する

改正前

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項、第三条及び第五条から第八条までの規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、第十四条、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準

〔三・四 同上〕

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都

ものを除く。)については、当該指定都市等の長。以下同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員(指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする)の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3  
〔略〕

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二(後段を除く。)並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県(同法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設である同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(都

道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。以下同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員(指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする)の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3  
〔同上〕

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 〔略〕

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕		
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)

備考 「」の記載は注記である。	2	[略]	
	[略]		道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等(同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。)が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
	2	[同上]	
	[同上]		

附 則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。